

奈良県スポーツボランティア登録制度実施要項

(目的)

第1条 奈良県スポーツボランティア登録制度（以下「スポーツボランティア登録制度」という。）は、奈良マラソン等の開催により醸成された県民のボランティア参加意識を持続させ、スポーツボランティアとしてスポーツを「支える」人材を育成し、かつ活躍できる仕組を構築することで、スポーツを地域に根付かせることを目的とする。

(実施内容)

第2条 スポーツボランティア登録制度として、次の事業を実施する。

- (1) スポーツボランティアの募集及び登録
- (2) 行政、県内のスポーツイベント主催者、県内のスポーツクラブ等からのボランティア募集情報の収集
- (3) スポーツボランティアの登録をした者（以下「スポーツボランティア登録者」という。）へのボランティア募集情報その他の関連情報の提供
- (4) その他ボランティア活動に必要な事業

(スポーツボランティア登録)

第3条 スポーツボランティアの登録及びその解除は、それらを希望する者からの申込みにより、逐次行うものとする。

- 2 スポーツボランティアの登録を希望する者は、奈良県スポーツボランティア登録申込書（第1号様式）又は奈良県スポーツボランティア登録入力フォームにより申し込むものとする。
- 3 スポーツボランティア登録者には、奈良県スポーツボランティア登録証（第2号様式）を交付する。
- 4 スポーツボランティア登録の解除を希望する者は、奈良県スポーツボランティア登録解除申出書（第3号様式）に前項の奈良県スポーツボランティア登録証を添えて申し出るものとする。
- 5 スポーツボランティア登録者は、登録した情報に変更があった場合は、奈良県スポーツボランティア登録内容変更届（第4号様式）により届け出るものとする。
- 6 県は、スポーツボランティア登録者の個人情報を厳重に管理するものとし、当該情報を次に掲げる目的以外の目的に使用してはならない。
 - (1) 県が行う各種行事及びスポーツボランティアに関する情報の提供
 - (2) 各民間団体のスポーツボランティア募集情報その他の関連情報の提供
 - (3) 災害等発生時に県が必要と判断する情報の提供
 - (4) その他県がスポーツボランティア活動に有効と判断する情報の提供

7 スポーツボランティア登録を解除した者の個人情報、第三者に流用されることのないよう厳重に確認の上、即時消去しなければならない。

(庶務)

第4条 スポーツボランティア登録制度に係る事務は、奈良県文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課において実施する。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、スポーツボランティア登録制度に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要項は、令和3年9月1日から施行する。